

# フロン排出抑制法について

## ◇フロン排出抑制法 第一種特定製品

第一種特定製品とは、業務用の空調機器等であって、冷媒としてフロン類が使われている（充填されている）ものをいいます。

## ◇簡易点検について

### ①点検頻度

全ての管理者（使用者）に対して、使用する全ての業務用空調機器について日常的に行う「簡易点検」を3ヶ月に1回以上行うよう定められております。

### ②点検者

「簡易点検」は管理者（使用者）が自ら実施する事が求められています。

### ③簡易点検要領

基本的には「点検者が安全で容易にできる外観目視点検」を実施することになります。

### ④点検結果の処置

「簡易点検」により、フロンの漏えい又は故障等を確認した場合は、速やかに第一種フロン類充填回収業者に点検・修理依頼をしてください。また、点検結果は記録し、機器を廃棄後（廃棄の為にフロンを回収した後）3年間保存する必要があります。

## ◇廃棄について

・本製品は冷媒にフロンガスが使用されており、フロンガスを含む製品はフロンガスを回収しなければ、廃棄する事ができません（違反した場合は罰則があります）。

フロン類の回収は第一種フロン類充填回収業者に依頼し、フロンガスを回収した後に、回収したことがわかる書類（引取証明書、確認証明書）の写しを添付して、廃棄業者へ廃棄を依頼してください。

## ◇関連情報

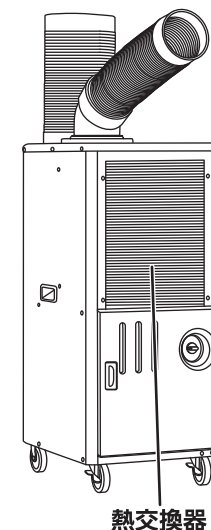
詳しくは【環境省 Web サイト フロン排出抑制法】をご参照ください。

URL [http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/)

## ◇スポットクーラー 点検例

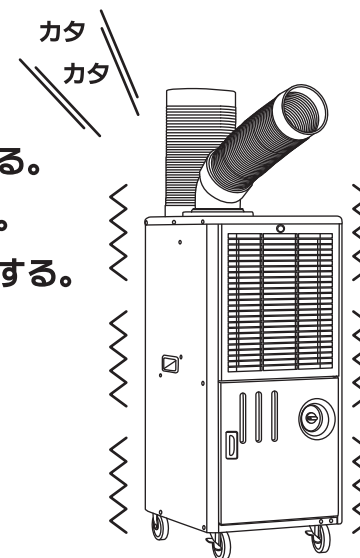
### ①機器の外観目視点検をする

- (1) 熱交換器の損傷・腐食・油にじみの有無を確認する。
- (2) 本体の傷・錆の有無を確認する。



### ②機器の運転状態を確認する

- (1) 本体の異常振動の有無を確認する。
- (2) 本体の異常音の有無を確認する。
- (3) 熱交換器の霜つきの有無を確認する。



### ⚠ 注意

- ・点検時の周囲温度は、各製品の使用環境温度範囲内で点検を行ってください。

